

【目 次】

IT関係	
・電子教育の推進	1
・通信事業者による放送コンテンツ配信に関する著作権法上の権利処理の簡素化	2
教育・研究関係	
・大学の自己責任による時代のニーズを先取りした学部・学科の設置	3
・情報化時代の多様なメディアを活用した遠隔教育の実施（高等教育関係）	4
・情報化時代の多様なメディアを活用した遠隔教育の実施（初等・中等教育関係）	5
・私学向け補助金における「財産処分制限期間」の見直し	6
・国立大学等に対する寄付制限の見直し、研究プロジェクトや関連施設整備に対する地方自治体の寄付の実現	7
・国立大学の独立行政法人化における非公務員型の導入	8
・大学の教員・研究者の業績評価	9
・競争的資金配分の見直し	10
・マッチングファンドの創設	11
・民間から大学への人材流動化の推進	12
・民間から大学への人材流動化の推進	13
・民間から大学への人材流動化の推進	14
・民間から大学への人材流動化の推進	15
・企業と大学の相互理解促進の場の構築	16
・大学間での産学連携の具体的進め方について検討する場の設定	17
・大学における産学連携に対する組織体としての支援体制の確立	18
・大学における産学連携に対する組織体としての支援体制の確立	19
・産学連携における知的財産権の扱い	20
・産学連携における知的財産権の扱い	22
・産学連携における知的財産権の扱い	23
・産学連携における明確な契約関係の構築	24
・産学官における情報発信の拡大	25
・産学官における情報発信の拡大	26
・特色ある大学づくりの推進	27
・大学への競争原理の導入	28
・私立大学と国立大学のイコールフットリングの確保	29

・ 「入り易く出にくい大学」をめざすなどの大学入試制度の改革	30
・ 日本育英会の無利子奨学金制度の見直し等	31
・ 第三者評価機関設置による大学評価の実施・公開	32
・ コミュニティ・スクールについての検討	33
・ フリースクールへの公的支援	34
・ 小中学校の設置基準の明確化	35
・ 「地域学校協議会」を設ける場合の教職員、保護者、地域住民、児童生徒の参加及び会議の公開	36
・ 学校の自主性・主体性の確立等	37
・ 学校評価の導入	39
・ 教員評価システムに関する労働組合との協議	40
・ 公立小・中学校における通学区域の市町村条例による制定等	41
・ 障害児の普通学級での就学を実現するための国の支援による介助員制の確立	42
医療関係	
・ 治験を実施しうる医師等の職員数の充実及び施設整備	43
・ 公立病院の民営化	44
福祉等関係	
・ 幼稚園と保育所の連携	45
危険物・保安関係	
・ ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業の許可の適用除外	46
その他	
・ フィットネス産業における民間と競合する公的施設の改革	47

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国政府
項目	電子教育の推進		
意見・要望等の内容	日本の教育システム全体に、パソコンを使用したインターネットの利用を拡大する「e-Japan計画」を補完するイニシアティブに共同で取り組む。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	初等中等教育分野においては、「e-Japan 重点計画」等に基づき、平成17年度を目標に、全ての学級のあらゆる授業においてコンピュータやインターネットを活用できるよう、学校のコンピュータ整備やインターネット接続、教員研修の充実、教育用コンテンツの充実・普及、様々な教育情報のポータルサイトである教育情報ナショナルセンター機能の整備等を進めている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年11月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 平成13年11月29日に開催された規制改革及び競争政策イニシアティブ・情報技術(IT)作業部会において、日米両国間で「e-Japan計画」を補完するイニシアティブに共同で取り組むために情報交換を行ったところである。			
担当局課室等名	生涯学習政策局学習情報政策課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	通信事業者による放送コンテンツ配信に関する著作権法上の権利処理の簡素化			
意見・要望等の内容	放送コンテンツの高速インターネットによる配信を普及・促進するため、著作権者及び著作隣接権者の権利を保護しつつ、放送事業者が保有する放送コンテンツを通信事業者が配信する際の著作権法上の権利処理の簡素化を進める。			
関係法令	著作権法	共管	なし	
制度の概要	<p>著作者等の権利の適切な保護は従来から積極的に推進しており、特にインターネット等に対応した「権利の確立」については、サーバーを用いた「アップロード」「送信」の両者について著作権法に権利を明記しているのは、先進諸国中で日・豪のみとなっている。</p> <p>種々のコンテンツの「円滑な流通」を促進するためには、「コピープロテクション」や「電子透かし」などの技術の活用のほか、当事者自身による「契約システム」の構築を促している。</p>			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の 1ウ】 高度情報通信ネットワークの急速な普及に対応し、著作物等のインターネット上での適正かつ公正な利用を確保するため、著作権制度上の当面の課題について検討を行い、所要の制度整備を行うとともに、著作権教育・普及啓発の充実を図る。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>「放送コンテンツ」の円滑な流通のためには、権利処理(契約)の前提として、「個別のコンテンツ」ごとに、制作者が「権利情報の整理・添付」をしておくことが不可欠であるが、映画・ビデオ等とは異なり「放送コンテンツ」については、日本の関係業界ではこのための取組みが極めて遅れている。</p> <p>このため、文化庁、経済産業省、総務省の三省連携事業として、放送コンテンツの制作時に、関係するすべての権利者・権利に関する情報(各二次利用形態ごとに整理したデータ)を整理するシステムの研究を進めている。</p>				
担当局課室等名	文化庁長官官房著作権課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学の自己責任による時代のニーズを先取りした学部・学科の設置			
意見・要望等の内容	各大学が自己責任による判断で、環境変化に迅速に対応し、時代のニーズを先取りした個性的・多様な教育機会・内容を提供できるよう、審査期間の短縮化にとどまらず、自由に学部・学科の設置・改組を行えるようにすべきである。			
関係法令	学校教育法第4条 学校教育法施行令第23条	共管	なし	
制度の概要	大学の学部、学部の学科の設置・改組については、文部科学大臣の認可が必要である。大学の設置等の認可申請があった場合には、大学設置基準等に照らし必要な要件を満たしているかどうかなどの審査を行っている。この審査については、公平・公正を期すため、大学設置・学校法人審議会に諮問し、その答申に基づき、認可を行っている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の 3(3)イ】 大学の学部の収容定員の範囲内における学科の新設・改廃及び学科定員の変更について、教育研究の質を確保しつつ大学の主体的な判断で機動的に行えるよう、届出制の導入を含め、現在の認可制を改める。このことについては、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理した上で平成15年までに結論を得るものとされている国立大学の独立法人化の検討と並行して検討し、結論を得る。なお、これらについて検討する際には、情報公開や評価などの事後チェックが全体として実務的に機能するよう方法についても併せて検討する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
(説明) 大学等の設置認可の望ましい在り方については、第三者評価制度の導入と併せて、中央教育審議会において審議中であり、平成14年度中を目途に答申の予定である。				
担当局課室等名	高等教育局高等教育企画課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	情報化時代の多様なメディアを活用した遠隔教育の実施(高等教育関係)			
意見・要望等の内容	高等教育においても、インターネット等を活用した遠隔授業により、学位を取得できるよう、面接授業の履修義務を見直すとともに、学生が国内、海外の質の高い教育を受けられるようにすべきである。			
関係法令	大学設置基準	共管	なし	
制度の概要	通学制の大学は、直接の面接授業を行うことを基本とするものであることから、卒業に必要な124単位のうち半分以上の単位を遠隔授業で修得させる大学は、通学制ではなく通信制の大学と位置づけられている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(3)イ】 インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年3月)	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	その他
(説明) 平成13年3月に制度を改正し、インターネットを利用した授業を正規の授業と位置づけ、通信制の大学については卒業に必要な124単位全てを、また、通学制の大学についても最大60単位まで、インターネットを利用した授業により、単位の修得を可能とした。また、外国の大学がインターネット等により提供する授業を我が国において履修する場合にもこの制度が適用される。				
担当局課室等名	高等教育局大学課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	情報化時代の多様なメディアを活用した遠隔教育の実施(初等中等教育関係)			
意見・要望等の内容	技術革新の成果を取り入れた遠隔教育を、初等中等教育課程及び教育弱者にも広く取り入れるべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：順次実施)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>初等中等教育とりわけ、義務教育段階においては、児童生徒間及び教師との人間的な関わりを深め、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むこともきわめて重要であることから、児童生徒が学校に行かずに家庭において授業を受けるような形態を恒常的に行うことは考えていない。</p> <p>一方、学校教育において、インターネット等を活用することは、教育を充実させたりする観点から有効である。</p> <p>このため、現在、情報教育の充実を図るとともに、「e-Japan 重点計画」や「e-Japan2002 プログラム」を踏まえ、学校のIT環境の整備を推進している。</p> <p>遠隔授業に関しても、</p> <p>離れた学校間をテレビ会議システムで結んで行う授業の研究開発等、学校の授業に新たな技術を取り入れることで児童生徒の学習意欲を喚起し、わかる授業を展開する試みや</p> <p>不登校児童生徒に対する支援の一方策としてのマルチメディアを利用した補充教育についての調査研究 障害の程度により、行動範囲の制限がある者等に対し、学校と自宅や病院をインターネット等で結び補充授業や授業交流を行う等の実践的研究</p> <p>等の取組を通じて、学校教育を受けることが困難な者に対して、これを補う取組を実施している。</p> <p>今後とも、これらの情報通信技術を活用した教育の充実に取り組んでいく予定である。</p>				
担当局課室等名	初等中等教育局教育課程課,初等中等教育企画課,参事官,特別支援教育課,児童生徒課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	私学向け補助金における「財産処分制限期間」の見直し			
意見・要望等の内容	<p>私立学校等が、各自の判断により、IT教育環境を整備できるよう、文部科学省の補助事業により取得したマルチメディア機器等の財産処分制限期間を見直すべきである。</p> <p>(現状6年 4年(減価償却期間の耐用年数等に関する省令))</p>			
関係法令	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条</p> <p>補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業者等により取得した財産の処分制限期間(文部省告示第28号)</p>	共管	なし	
制度の概要	<p>補助金等適正化法第22条では、補助事業者等が、補助事業等により取得した財産を各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して処分等してはならないとされている。ただし、補助金等適正化法施行令第14条において各省各庁の長が定める期間を経過した場合にあっては、当該手続きは必要ないこととされている。</p> <p>当省が定める期間については、文部省告示において定めているところである。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>当該機器の財産処分制限期間についてはすでに改正(6年 4年)済みである。(平成14年3月25日付官報告示済み)</p>				
担当局課室等名	高等教育局私学部私学助成課、大臣官房会計課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	国立大学等に対する寄附制限の見直し 研究プロジェクトや関連施設整備に対する地方自治体の寄附の実現			
意見・要望等の内容	国立大学等の研究者が地域のために行う研究プロジェクトや関連する施設整備の資金等を地方公共団体が当該大学に寄附できるようにすべきである。			
関係法令	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項	共管	なし	
制度の概要	国が地方公共団体に一方的に負担を求めること等により、地方財政秩序が混乱することを防止するため、地方公共団体が国に寄附金等を行う場合は、当該地方公共団体の施設を国に移管しようとする場合及び政令に定める場合に限定し、かつ、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとし、地方公共団体の判断のみで国に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出することを禁じている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ()	措置困難	その他
(説明)	<p>地域産業の振興等、地域の活性化を図るため、国立大学等が有する人的・物的資源や研究成果を地方公共団体が活用する等、地方公共団体と国立大学等の連携が不可欠となっている現状や、法人化に伴う自主・自律性を基本とした柔軟なシステムの導入により国立大学等のより一層の地方貢献が期待できる状況を踏まえ、</p> <p>) 現行制度でどこまで対応可能か</p> <p>) 法人化にあわせ制限の対象を緩和することも考えられるのではないかなどについて検討を行っているところである。</p>			
担当局課室等名	大臣官房会計課、高等教育局大学課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	国立大学の独立行政法人化における非公務員型の導入			
意見・要望等の内容	大学トップが自由に経営判断を下せるようにするためには、大学の独立行政法人化に際して、非公務員型を導入するとともに、産学官連携を推進する大学において、非公務員型を選択していくことが望まれる。			
関係法令	国家公務員法等	共管	なし	
制度の概要	現行の国立大学の教職員は国家公務員。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 国立大学の法人化について、平成14年3月26日にとりまとめられた調査検討会議の最終報告においては「法人化のメリットを最大限に活用して、大学及び職員の持てる能力を存分に発揮させることが重要であり、こうした観点に立ち、職員の身分については「非公務員型」が適当である」としている。				
担当局課室等名	高等教育局大学課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学の教員・研究者の業績評価			
意見・要望等の内容	大学の教員・研究者の業績評価において、従来からの論文中心の評価を改め、企業との共同・受託研究、特許取得、大学発ベンチャーの設立、企業からの資金獲得、地域における産学連携等も評価する。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大学評価・学位授与機構による大学評価を実施中。 ・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月)を踏まえて、現在、文部科学省の評価指針の作成に向けて検討中。 			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画の3(2)】</p> <p>「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(時期：措置済・平成13年1月、措置予定・平成14年6月頃)			
(説明)				
<p>大学評価・学位授与機構による大学評価においては、「研究活動」の評価にあたり、狭義の研究(基礎研究、応用研究)活動だけではなく、技術の創出、経営ノウハウの創出等も評価内容に加えており、また研究内容や水準と並んで、新技術の創出、特許や情報データベース等の知的財産の形成など、研究の社会的効果も評価項目としているところである。</p> <p>また、国の研究開発全般の観点から、平成13年3月に策定された第2期科学技術基本計画を受けて改訂された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月)を踏まえて、文部科学省の評価指針の作成に向けて検討を行っているところであるが、その中で、大学等の研究者の業績評価については、学問的意義についての評価に加えて、研究の分野や目的に応じて、社会・経済への貢献という観点から新技術の創出や特許等の取得状況などについても評価の視点の一つとすべきとする予定である。</p>				
担当局課室等名	研究振興局振興企画課学術企画室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	競争的資金配分の見直し			
意見・要望等の内容	科学技術関係予算に占める競争的資金の割合の拡大をするとともに、産学官連携に繋がるとような実用化を視野に入れた目的基礎研究等への重点的配分			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	第2期科学技術基本計画の第2章 1.(1)(a)において、研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金を引き続き拡充し、同基本計画の期間中に倍増を目指すこととされている。また、競争的資金の倍増を図っていく中で、各府省の持つ競争的資金の目的を明確化し、プログラム・制度の統合・整理を行うこととされている。			
計画等における記載の状況	【改革工程表 分野：科学技術・ベンチャー (1)】 (競争的資金の改革と拡充) 競争的資金の拡充を図る。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施時期：従前より行っている)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
競争的資金については、第2期科学技術基本計画期間中の倍増を目指して拡充を図っているところであり、平成14年度政府予算では、政府全体で前年度比6.4%増が措置されているところ。				
また、文部科学省においては、大学や民間の独創的なシーズを、産学官連携により革新的かつ実用的な技術に育成するための制度(産学官連携イノベーション創出事業)を平成14年度より創設するとともに、研究者の自由な発想に基づく多様な学術研究を格段に発展させる研究(ボトムアップ)のための制度や科学技術の芽を社会ニーズへの対応の観点から重要な新技術に育てる(トップダウン)ための制度等にバランスよく資金を配分しているところである。				
競争的資金の果たす重要性はますます大きくなっており、今後とも必要な改革を行いつつ、第二期科学技術基本計画期間中の倍増を目指し、一層の拡充を図ることとしている。				
担当局課室等名	科学技術・学術政策局 計画官付			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	マッチングファンドの創設			
意見・要望等の内容	企業が大学に出す資金に併せて国が資金を出すマッチングファンドを創設する。このファンドは、産学連携を推進すると大学の研究資金の配分が多くなるというインセンティブが働き、産学官連携の有効な手段となりうる。産業界から見ても、研究開発の投資効率が欧米の大学への委託に負けない実績を上げることが期待できる。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の 3(2)ウ】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成14年2月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 平成14年度予算において、科学技術振興調整費によりマッチングファンド方式による産学・産官共同研究のプログラムを創設することとしている。 平成14年2月に公募要領を発表。				
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	民間から大学への人材流動化の推進			
意見・要望等の内容	教授等の公募制の活用、任期付き任用の拡大を推進すべきであり、社会の要請が大きく変わってきている中で、大学の研究目的等も多様化しており、世界中の大学や産業界の幅広い人材の中から積極的に選抜を行うべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	大学における教育研究を活性化させる上で、教員の流動性を高めることは重要であり、このため、各大学においては任期制を導入するとともに、教員の採用に当たり公募制を採用するなどの取組が進められている。			
担当局課室等名	高等教育局高等教育企画課、大学課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学から民間への人材流動化の推進			
意見・要望等の内容	大学での研究成果を実用化するにあたっては、教授等の技術指導や大学発ベンチャー創出を推進するべく、大学の判断によって、教員の兼業・休職が自由にできるようにすべきである。			
関係法令	国家公務員法第103条、第104条等	共管	なし	
制度の概要	<p><兼業> 国立大学教員の民間企業役員兼業については、一定の条件のもとで人事院の承認が必要(国家公務員法第103条、人事院規則14-17~19)。役員以外の兼業については、一定の条件の下で学長が許可することとされている(国家公務員法第104条、職員の兼業の許可に関する内閣府令、昭和58年文部省人事課長通知等)</p> <p><休職> 国立大学教員については、一定の事由がある場合に任命権者たる学長(大臣任命の部局長等の場合は文部科学大臣)が処分を行うこととされている(国家公務員法第79条、人事院規則11-4)</p> <p>また、公立大学及び私立大学教員の兼業等の扱いは、それぞれ各地方公共団体、各大学の判断に委ねられている。</p>			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 (公私立大)	その他
(説明) 国立大学については、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の最終報告(平成14年3月)において、「産学官連携の推進等に資する観点から、「非公務員型」により兼職・兼業に関する規制を緩和する」とされているほか、科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会の「国立大学法人(仮称)における産学官連携のあり方について(審議の概要)」(平成13年12月)においても、週一日程度の定期的兼業や兼業範囲の拡大の必要性が指摘されているところであり、国立大学法人化の制度設計の中で検討中。				
担当局課室等名	大臣官房人事課、研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学から民間への人材流動化の推進			
意見・要望等の内容	教授・助教授層の産業への認識を深める観点からは、企業の研究所で研究を行う共同研究等を充実する。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国立大学における民間等との共同研究制度は、国立大学等において、民間等外部機関（以下「民間等」という。）から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れて、当該国立大学等の教官と民間等の研究者とが対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことにより、優れた研究成果が生まれることを促進する制度である（「民間等との共同研究の取扱いについて」平成14年3月29日付け13文科振第1178号研究振興局長・会計課長通知）。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	民間等との共同研究を実施するに当たり、必要に応じて民間等の施設で研究をおこなう場合には、研究用務のための正規の出張として手続きをとれば可能である。			
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学から民間への人材流動化の推進			
意見・要望等の内容	大学院などについては、社会との連携意識を持たせるため、教育の早い段階でのインターンシップを拡充する。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うインターンシップは、教育内容・方法の改善充実に資するとともに、自主性や創造性のある人材を育成し、高い職業観を育成する観点等から、大きな意義を有するものであり、その積極的な推進を図ることが重要である。</p> <p>平成12年度にインターンシップを授業科目として位置づけて実施した研究科は、58研究科(対前年度比16研究科増)で、最も実施率が高い学年は、修士(博士前期)1年であった。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：従前より行っている)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 文部科学省では、インターンシップ推進のための全国フォーラムの開催やガイドブックの作成・配布、インターンシップを実施する大学等に対する財政的な支援などの施策を講じてきたところであり、平成14年度予算案においても、引き続き、インターンシップの推進のための経費を計上している。 また、平成14年1月に各大学・高等専門学校に対し、厚生労働省が実施する「インターンシップ受入企業開拓事業」の積極的な活用に関する文書を発出したところであり、今後も、厚生労働省、経済産業省など、関係省庁等と連携を図りつつ、インターンシップの一層の推進に努める。				
担当局課室等名	高等教育局専門教育課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	企業と大学の相互理解促進の場の構築			
意見・要望等の内容	企業と大学の相互理解促進の場を構築すべきである。			
関係法令	なし	共管	内閣府、経済産業省	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：順次実施)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 企業、大学、研究機関等のトップが一堂に会し、産学官連携を強化・推進するための対話・交流の場として、平成13年11月19日に東京において内閣府、日本学術会議及び経済団体連合会が主催し、文部科学省及び経済産業省が共催して「産学官連携サミット」が開催された。また、全国9地域ブロックにおいても順次産学官連携サミットを開催しており、このような対話・交流の場を通じて企業と大学の相互理解を深める取組を行っているところである。				
担当局課室等名	研究振興局 研究環境・産業連携課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学間で産学連携の具体的な進め方について検討する場の設定			
意見・要望等の内容	大学間で産学連携の具体的な進め方について検討する場を設置すべきであり、経団連はそうした組織と積極的に対話を行っていききたい。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国立大学の共同研究センターの集まりである「共同研究センター長会議」、国公私立大学の共同研究センター等の集まりである「全国共同研究センター協議会」が設けられている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	国立大学の共同研究センターの集まりである「共同研究センター長会議」、国公私立大学の共同研究センター等の集まりである「全国共同研究センター協議会」があり、経団連がそれらと対話を行うことは可能。			
担当局課室等名	研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学における産学官連携に対する組織体としての支援体制の確立			
意見・要望等の内容	国内の大学における産学官連携が大学全体の取り組みへと拡大するためには、企業や政府等の組織に対する窓口の一本化を図る必要がある。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国立大学においては、産業界等との連携・協力の窓口として共同研究センターが平成13年度現在、61大学に整備されており、共同研究の場を提供するほか、技術研修、技術相談、研究情報提供など様々な活動を行っている。契約行為等事務手続については、各大学の事務局(研究協力課、会計課等)において対応している。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	その他 (公私立大)
(説明) 国立大学については、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の最終報告(平成14年3月26日)において、「法人化後の大学における産学官連携に関する業務については、各大学の主体的な判断により、事務組織の在り方等を含め、弾力的・効果的な推進体制を整備できるようにする」とされているほか、科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会の「国立大学法人(仮称)における産学官連携の在り方について(審議の概要)」(平成13年12月)において、法人化後の国立大学における産学官連携の(相談)窓口の一本化の必要性について指摘されているところであり、国立大学法人化の制度設計の中で検討中。 なお、一部の大学においては、共同研究センター、研究協力課を同じ建物内に置き、一本化に近い形で運営しているところもある。				
担当局課室等名	高等教育局、研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学における産学官連携に対する組織体としての支援体制の確立			
意見・要望等の内容	大学内における産学官連携の支援組織については企業側のニーズを把握している民間人の積極的な採用が望まれる。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	共同研究センターにおいて、専任教員、客員教員の公募を行っている。 科学技術振興事業団(JST)が企業経験者等を雇用し、共同研究センターへ派遣する産学連携コーディネーターの制度がある。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他 (公私立大)
(説明) 国立大学については、共同研究センターにおいて専任教員、客員教員の公募を行っているところもあり、民間人に対して門戸を開いており、民間人の積極的な採用に対応している。 また、平成13年度より、科学技術振興事業団(JST)が企業経験者等を雇用し、産学連携コーディネーターとして共同研究センターに派遣する制度が設けられた。				
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	産学官連携における知的財産権の扱い			
意見・要望等の内容	産学官連携にあたっては、成果の取り扱いについて大学と企業間が十分な相互理解の下で、柔軟かつ明確な内容の契約で取り決めを行うべきである。その前提として、知的財産の帰属については、原則として、適切な報償の下で、大学の研究員が発明したものは組織としての大学に帰属させるとともに、大学を日本版バイ＝ドール法の適用対象とすべきである。また、独立法人化以前においても、産学官連携で生じた大学の研究員の成果について、大学が管理・処分の決定ができるような措置を講じるべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>国立大学における「特許を受ける権利の帰属」の基準</p> <p>(1) 原則として、発明者(教官)個人に帰属</p> <p>(2) 応用開発を目的とする特定の研究課題で に該当する場合、又は発明者から譲渡の申し出があった場合は、国に承継</p> <p>国から特別な研究経費を受けて行った研究</p> <p>国の特殊な研究設備を使用して行った研究</p> <p>教官が発明を行った場合は、大学等の長にその旨を届け出るとともに、特許等の帰属の決定にあたっては、各大学等に設置された「発明委員会」の審議結果に基づき大学等の長が決定することとなっている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 の3(2)】</p> <p>「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p> <p>(日本版バイ＝ドール法、公私立)</p>
<p>(説明)</p> <p>国立大学については、「今後の産学連携の在り方に関する調査研究協力者会議」の「「知の時代にふさわしい技術移転推進システムの在り方について(審議の概要)」(平成12年12月)、科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会の「新時代の産学官連携の構築に向けて(中間取りまとめ)」(平成13年7月)及び「国立大学法人(仮称)における産学官連携の在り方について(審議の概要)」(平成13年12月)において、組織帰属への転換を今後の検討課題としているところ。なお、大学を日本版バイ＝ドール法の適用対象とすべきことについては、産業活力再生特別措置法(平成11年)により公私立大学については措置済みであり、国立大学については法人化後にその対象と成りうる。</p>				
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	産学官連携における知的財産権の扱い			
意見・要望等の内容	大規模な産学官連携を推進するためには、産学官による柔軟かつ明確な契約が不可欠であり、()目標、期限、報告成果物の取り扱い、()知的財産権と取り扱い(参加企業へのインセンティブを含む)、()守秘義務の徹底等を契約時に明確に取り決めるよう、産学官で取り組むべきであり、互恵的な契約モデルケース等について大学と産業界で協力して検討する。また、企業からのニーズ発信を拡大するためにも、守秘義務の徹底が不可欠である。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成14年3月)	検討中	措置困難	その他
(説明)	<p>国立大学については、このような内容を明確に取り決め他共同研究・受託研究契約書の参考例を作成し、平成14年3月29日付通知により各大学へ周知したところ。</p> <p>なお、私立大学については、「産学の連携・協力の推進に関する調査研究協力者会議」(平成10年3月)において、契約等の参考例が提示されている。</p>			
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	産学官連携における知的財産権の扱い			
意見・要望等の内容	大学等における特許申請(国内・国外)、管理費用が不十分であり、大学が特許等のための支出を増やせるような措置を講ずるべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国立大学等の教官等が、研究の結果発明を行った場合は、その発明の特許を受ける権利を国が承継するか否かは、各大学等に設置されている発明委員会において審議され、その結果、国が承継するものについては、国有特許出願等の手続きを行うこととなっている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年度)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>国立大学については、平成14年度においては、国有特許出願等にかかる経費として、出願数の増加等を踏まえ予算の増額を計ったところ。</p> <p>なお、公私立大学については、平成13年度より競争的資金の間接経費を特許出願等にかかる経費に使用することができるようになった。</p>				
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	産学官連携における明確な契約関係の構築			
意見・要望等の内容	企業と大学の共有特許において、特許の活用の促進の観点から、企業が相当の期間、正当な理由なく実施しない場合は、大学の第三者への許諾を可能とするような条項を事前に契約に盛り込むことを当事者間で検討するべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国立大学における民間等との共同研究制度において、民間機関等が共有する特許権等を一定期間、正当な理由なくして実施しない場合は、大学は当該特許権等について第三者に実施を許諾することが可能である（「民間等との共同研究の取扱いについて」平成14年3月29日付13文科振第1178号研究振興局長・会計課長通知）。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施時期：平成14年3月)			
(説明)				
国立大学については、実施許諾を可能とする旨既に通知済であるが、契約書において明確化するよう共同研究契約書の参考例を作成し、平成14年3月29日付通知により、各大学へ周知したところ。				
なお、私立大学については、「産学の連携・協力の推進に関する調査研究協力者会議」（平成10年3月）において、契約等の参考例が提示されている。				
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	産学官における情報発信の拡大			
意見・要望等の内容	大学と企業の実務者レベルでお互いのシーズとニーズについて発信する継続的な場を大学、TLO、企業、学会等が協力して構築する必要がある。			
関係法令	なし	共管	内閣府、経済産業省	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成14年6月)	検討中	措置困難	その他
(説明) 平成13年11月19日に企業、大学、研究機関等のトップが一堂に会し、産学官連携を強化・推進するための対話・交流の場として、内閣府、日本学術会議及び経済団体連合会が主催し、文部科学省及び経済産業省が共催して「産学官連携サミット」が開催されたことを踏まえ、産学官連携の一層の推進に向けた具体的問題の解決に資するため、内閣府が中心となって、平成14年度に産学官の第一線のリーダーや実務者等による情報交換、対話・交流等の場を設けることを目的とした産学官連携推進会議を開催する。				
担当局課室等名	研究振興局 研究環境・産業連携課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	産学官における情報発信の拡大			
意見・要望等の内容	大学における保有シーズについて、大学のトップ自らが情報発信するとともに、委託・共同研究等に関する各大学の規定等もインターネット等を通じて発信していく必要がある。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(2)】 「大学や試験研究機関において、人的資源を最大限に活用し、世界レベルでの研究開発を進めていくために産学官連携をより推進するとともに、研究者の任期制の普及を図ることにより人材の社会的流動性を高める」関連			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>文部科学省においては、平成13年12月にHPに産学連携のコーナーを開設し、そこで共同研究等の通知や実績等を掲載したところである。</p> <p>各大学において情報発信をすでに行っているところがあるが、大学等の保有シーズを積極的に周知することや共同研究等の規定をHPに掲載することがより一層促進されるよう国立大学等に対して周知を図っていきたい。</p>				
担当局課室等名	研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	特色ある大学づくりの推進			
意見・要望等の内容	<p>国立大学の独立行政法人化においては、大学トップのリーダーシップの下で、大学が独立した経営組織体として、明確な理念・経営方針を持ち、各国立大学は特色ある大学作りを目指すべきである。その際、各校の理念・経営方針に基づいて、経済環境、技術動向の変化に機敏に対応できるよう、大学組織やカリキュラム編成の自由度を高める必要がある。</p>			
関係法令	国立学校設置法等	共管	なし	
制度の概要	<p>国立大学については、国立学校設置法に規定。</p> <p>内部組織については、同法施行令で学部、研究科、附置研究所等を規定し、同法施行規則で学科、附属施設等を規定。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) <p>国立大学の法人化について、平成14年3月26日に有識者等による調査検討会議がとりまとめた「新しい「国立大学法人」像について」においては、「教育研究組織については、各大学の自主的な判断で柔軟かつ機動的に編成することにより、学術研究の動向や社会の要請等に適切に対応し、大学の個性化を図るため、学科以下の組織については法令に規定せず、各大学の予算の範囲内で随時設置改廃を行うこととする」としているところ。</p>				
担当局課室等名	高等教育局大学課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学への競争原理の導入			
意見・要望等の内容	施設整備予算を充実するとともに、その配分においては大学の業績及び評価が反映される重点的な配分とする。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	国立大学等の施設整備は、「科学技術基本計画」を受け策定した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、施設の重点的・計画的整備に努める。また、整備にあたっては、適切な調査・評価等を行い、それらの結果に基づき、真に重点整備を行うべき施設を厳選する。			
計画等における記載の状況	【改革工程表「科学技術・ベンチャー」の(1) 大学院施設及び卓越した研究拠点の施設整備を重点的に推進する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期) これまで、整備にあたっては、施設の点検・評価等を踏まえ、施設の重点的整備に努めてきたところである。	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 国立大学等の施設整備については、「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき重点的・計画的に整備を図ることとし、平成13年度第2次補正予算及び平成14年度予算においては、独創的・先端的な研究拠点としての大学院施設や卓越した研究拠点、産学官連携拠点となる施設等を重点的に整備したところ。 また、整備にあたっては、学外者による評価も含めた点検・評価を踏まえ、重点的整備に努めているところ。				
担当局課室等名	大臣官房文教施設部計画課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	私立大学と国立大学のイコールフットINGの確保			
意見・要望等の内容	私立大学と国立大学のイコールフットINGの確保の観点から、民間から私立大学への委託研究費の非課税化を図るなど、私立大学税制の見直しを行う。			
関係法令	法人税法施行令第5条	共管	なし	
制度の概要	私立大学が企業等から委託を受けて行う研究(受託研究)は、法人税法施行令第5条に定める「請負業」として、法人税の課税対象とされている。			
計画等における記載の状況	<p>【科学技術基本計画の1(2)(b)】</p> <p>私立大学については、教育研究機能を強化する観点から、助成の充実を図るとともに多様な民間資金の導入を促進するための所要の条件整備を行う。</p> <p>【改革工程表「科学技術・ベンチャー」の(1)】</p> <p>私立大学での研究開発促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。</p> <p>【改革工程表「人材育成・教育」の(1)】</p> <p>国立大学の独立法人化を検討する際には、寄附金、受託研究等の扱いが公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施予定時期：平成14年度)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
法人税法施行令の改正により、私立大学における一定の受託研究収入に係る非課税措置が創設された。(平成14年4月1日施行)				
担当局課室等名	文部科学省高等教育局私学部私学行政課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	「入り易く出にくい大学」をめざすなどの大学入試制度の改革			
意見・要望等の内容	大学の改革に当たっては、「入り易く出にくい大学」をめざすなど、大学入試制度の抜本的な改革等が必要である。			
関係法令	学校教育法施行規則第67条	共管	なし	
制度の概要	大学入学者選抜は、受験生に各大学の大学教育を受けるのにふさわしい能力・適正等があるかどうかを判定するものであり、大学教育の第一歩として、基本的には各大学の自主性に基づいて行われるものである。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>現在の大学入試を巡る状況としては、平成11年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育の接続の改善について」において提言されているとおり、「少子化の進行、依然として増加する大学入学定員、多様化する選抜方法、推薦入学の増加等により、客観的に見れば、相当数の者にとっては、大学受験は既に必ずしも「過度の競争」ではなくなっている」ところである。</p> <p>また、近年、各大学の入学者選抜においては、学力検査だけでなく、面接、小論文、リスニングテストを実施したり、推薦入学、帰国子女や社会人、専門高校・総合学科卒業生を対象とした特別選抜の採用、アドミッション・オフィス入試(学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接等の組み合わせにより、受験生の能力・適性や学習意欲等を総合的に判定しようとするきめ細かな選抜方法の一つ)の導入など、各大学はそれぞれのアドミッションポリシー(入学者受入方針)に従い選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を進め、広く大学教育を提供する観点から、学生の受入れを行っているところである。</p>				
担当局課室等名	高等教育局学生課大学入試室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	日本育英会の無利子奨学金制度の見直し等		
意見・要望等の内容	奨学金制度については、保護者の所得や本人の学業成績を条件とすることなく、希望に応じて無利子奨学金が貸与できるよう日本育英会を改善すべきである。また、無償の奨学金制度も検討すべきである。		
関係法令	日本育英会法第1条、第22条第2項	共管	なし
制度の概要	日本育英会の育英奨学事業は、「優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与する」（日本育英会法第1条）ことを目的としていることから、「学力基準」と「家計基準」を設けている。		
計画等における記載の状況	<p>【改革工程表「雇用対策、中小企業対策、セーフティネット」の】</p> <p>大学等で教育を受ける意欲と能力がある者に対する奨学金を拡充する。</p> <p>【改革工程表「人材育成・教育」の】</p> <p>大学等で教育を受ける意欲と能力がある者に対する奨学金を拡充する。</p> <p>【改革工程表「人材育成・教育」の（1）（A）】</p> <p>学生、社会人に対して、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策について検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
（説明）			
<p>日本育英会の育英奨学事業は、優れた人材で経済的理由により修学困難な者に対して学資の貸与を行うことにより、国家社会に有為な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ることを目的としている。</p> <p>育英奨学事業の目的や、厳しい財政状況の下での限られた資金の中で事業全体の拡充を図っていることを踏まえると、奨学金の貸与にあたっては学力及び家計基準を撤廃することは困難である。</p> <p>また、日本育英会の奨学金は、制度創設以来、貸与制で事業を実施しており、今日の厳しい財政事情の下で、希望する学生を幅広く対象とすることが必要であることや、返還を通じて学生の自立心や自己責任、さらには社会への還元意識の涵養などの教育効果もあることから、給費制奨学金制度を創設することは、育英奨学金制度全体のあり方の中で、慎重に検討すべきものと考えます。</p>			
担当局課室等名	高等教育局学生課		

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	第三者評価機関設置による大学評価の実施・公開			
意見・要望等の内容	大学の評価にあたっては、第三者による横断的な大学評価機関を設置し、評価基準を公開して公正・公平な評価を行うとともに、評価結果は公開すべきである。			
関係法令	国立学校設置法第9条の4	共管	なし	
制度の概要	大学評価・学位授与機構の行う大学評価は、大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学及びその設置者に提供するとともに公表することとしている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施時期：平成14年3月)			
(説明)				
<p>各大学が行う自己点検・評価に加え、第三者による客観的な立場から専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施するため、平成12年4月に学位授与機構を「大学評価・学位授与機構」に改組し、従来の学位授与関係の事業に加え、大学評価関係の事業をあわせて行う機関とした。</p> <p>機構による評価は、機構が示す自己評価実施要項等に沿って、各大学等が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて行われるものであり、その際の要項をはじめ評価実施手引き等についてはすべて公表されている。</p> <p>また、評価結果は、各大学にフィードバックしてその教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表され、大学等に対して研究費などの資金を提供する機関や団体が、より適切かつ効果的な資源配分を行う観点から、この結果を参考資料の一つとして活用することが期待されている。</p>				
担当局課室等名	高等教育局高等教育企画課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	コミュニティ・スクールについての検討		
意見・要望等の内容	コミュニティスクールについては、公教育のあり方と公的支援措置、子どもの学習権の保証、保護者や地域住民との、意見交換・学校運営への参加と情報公開の徹底等について中央教育審議会でも面的な検討を行うべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	なし		
計画等における記載の状況	【改革工程表「規制改革（教育）」の（１）】 コミュニティ・スクールの可能性や課題についての検討		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) コミュニティスクールを始めとする新しいタイプの学校の検討に資するため、平成14年度から、学校運営の在り方に焦点を置いた実践研究を行うこととしたところであり、その具体的な進め方については、平成13年12月の中央教育審議会でも議論された。 今後は、中央教育審議会でも出された意見も踏まえつつ、実践研究を着実に進め、コミュニティスクールの在り方について、実践研究の成果を踏まえつつ、更に検討を進める予定である。			
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室		

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	フリースクールへの公的支援			
意見・要望等の内容	不登校の受け皿となっているフリースクールについても一定の要件を満たすものについては公的支援を行うべきである。			
関係法令	学校教育法第22条, 第39条	共管	なし	
制度の概要	<p>フリースクールとは、一般的に、学校に通わない子どもたちに対し、教育・学習機会を提供する様々な民間の教育機関を指していわれるようであるが、法令上、制度的に位置づけられているものではない。</p> <p>また、民間において自由に設置、運営されるものであるため、文部科学省ではその実態を把握することは困難である。</p>			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 不登校児童生徒が適応指導教室やこうしたフリースクールなどの民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たす場合には、校長は指導要録上「出席扱い」にできることとされているところである。 なお、いわゆるフリースクールは、民間において自由に設置、運営されるものであり、そこで自由に行われる教育活動について公費助成を行うことは極めて困難である。				
担当局課室等名	生涯学習政策局生涯学習推進課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	小・中学校の設置基準の明確化			
意見・要望等の内容	私立の小・中学校の設置基準については、都道府県の教育委員会が統一的な基準を設定するなど、学校の設立にあたっての「公立・私立学校の共通ルール」づくりを進めるべきである。			
関係法令	学校教育法第3条、 学校教育法施行規則第16条、第51条	共管	なし	
制度の概要	学校教育法施行規則(第16条及び第51条)においては、小・中学校の設置基準を定める旨の規定がおかれているが、現在、小・中学校の設置基準としてまとまった形で規定されてはいない。小・中学校の設置に関しては、学校教育法及び同法施行規則によって、小・中学校の教育内容、学校規模、教職員の配置、施設設備等の基準を定めている。また、小・中学校の大半を占める公立学校の教職員や施設設備等については、別の法律による基準や国庫補助金の交付に係る基準を定めており、私立学校についても、これらの公立学校の基準を考慮して都道府県の認可がなされている。			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画の 3(3)ア】</p> <p>多様な教育理念に基づく私立の小・中学校の設置が促進されるよう、小・中学校の設置基準を例えば「小学校設置基準」「中学校設置基準」のような形で明確に示すことについて検討する。</p> <p>【改革工程表「規制改革(教育)」の (1)】</p> <p>私立学校の設置促進のための施策の検討(設置基準、「準則主義」、私学審議会)</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施予定時期：平成14年度)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>私立学校の設置促進を含め、多様な教育機会を提供する観点から、国・公・私共通の「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」を平成14年3月に制定した。(平成14年3月29日公布、同年4月1日一部施行)</p> <p>また、基準制定の趣旨を踏まえ、各都道府県の定める小・中学校設置認可審査基準を見直すように促した。</p>				
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	「地域学校協議会」を設ける場合の教職員、保護者、地域住民、児童生徒の参加及び会議の公開		
意見・要望等の内容	「地域学校協議会」と現在制度化されている学校評議員制度の関係を整理すべきである。また、設置する場合は、教職員、保護者、地域住民、児童・生徒を構成員とし、会議は原則公開とすべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	なし		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 平成 14 年度予算において、新しいタイプの学校の検討に資するため、学校運営のあり方に焦点をおいた実践研究を行うこととしており、研究テーマの一つとして、地域学校協議会に関する研究も行うことも可能としている。したがって、地域学校協議会の必要性や構成、学校評議員制度との関係等については、平成 14 年度以降、実践研究を行っていく中で、あわせて検討を行う予定である。			
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室		

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	学校の自主性・主体性の確立等			
意見・要望等の内容	<p>公立学校にかかわる責任の明確化をはかるためには、教育委員会の学校管理を弾力化して校長を中心とした権限を強化し、学校の自主性・主体性を高めることが必要であり、校長任期の長期化や現行の学校評議員制度の定着・改善等を進めるべきである。</p> <p>教員人事権を個々の学校に移譲した場合、人事が偏り停滞することも考えられることから、現状通り市町村教育委員会人事とすべきである。</p>			
関係法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項、第37条第1項 学校教育法施行規則第23条の3	共管	なし	
制度の概要	<p>教育委員会は、学校を管理する権限を有し、教育委員会と学校との関係について、学校管理規則を定めるものとされている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項）</p> <p>学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができるとされており、その設置は、設置者である地方公共団体の判断に委ねられている。（学校教育法施行規則第23条の3）</p> <p>市町村立の義務教育諸学校の教職員（県費負担教職員）の任命権は、都道府県教育委員会に属するものとされている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項）</p>			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画の3(3)ア a】</p> <p>校長が学校運営のリーダーシップを発揮していくため、校長の裁量権の拡大の観点から、教育委員会と学校との関係について定めた学校管理規則の見直しや学校予算の在り方の見直しを進めるよう各都道府県教育委員会等を指導する。</p> <p>【改革工程表「規制改革（教育）」の（1）】</p> <p>公立学校システムに関する教員人事権のあり方を含めた検討</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：随時実施）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>（説明）</p> <p>文部科学省では、各種会議等において、都道府県教育委員会等に対し、学校管理規則の見直しや校長裁量経費の措置など校長の裁量権の拡大、校長の在職期間の長期化、学校評議員制度の一層の活用について積極的な取組を指導しているところであり、今後とも一層の指導に努める。</p> <p>また、公立学校システムのあり方全般について検討を行っているところであるが、教員人事権を個々の学校に移譲することについては考えていない。</p>				
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	学校評価の導入		
意見・要望等の内容	学校評価の導入にあたっては、多様な価値基準で評価するとともに特色ある学校づくりを実践すべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	なし		
計画等における記載の状況	【改革工程表「規制改革（教育）」の（１）（Ａ）】 学校の評価システムの確立と全校実施、学校評価の外部公開に向けた調査研究		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施予定時期：平成14年度）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 小学校設置基準等の省令に、学校は、自己評価及びその結果の公表に努めることを規定した。（平成14年3月29日公布、同年4月1日施行）			
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課		

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	教員評価システムに関する労働組合との協議			
意見・要望等の内容	教員の評価システムの導入については、第151通常国会で改正された地教行法による、指導が不適切な教員の配置転換等との関連性も考えられることから、当該労働組合と十分協議すべきである。			
関係法令	地方公務員法第55条第3項	共管	なし	
制度の概要	地方公務員法第55条第3項により、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、地方公共団体と職員団体との間の交渉事項とすることができない。			
計画等における記載の状況	【改革工程表「規制改革（教育）」の（1）（A）】 教員を評価し処遇するシステムの確立に向けた調査研究			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 都道府県教育委員会が実施する指導が不適切な教員の転職措置（地方教育の組織及び運営に関する法律第47条の2）及び各教育委員会が行う教員の評価は、地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項であるから、地方公務員法第55条第3項により、職員団体との交渉事項の対象とすることができないものである。				
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	公立小・中学校における通学区域の市町村条例による制定等			
意見・要望等の内容	学区の弾力化にあたって、学校の情報を公開するとともに、通学区域は地域住民が参画して決定し、市町村の条例で定めるべきである。また弾力化を通じて、特色ある学校づくりと保護者の学校運営への参加に結びつけるべきである。			
関係法令	学校教育法施行令第5条、第8条、第9条	共管	なし	
制度の概要	市町村教育委員会は、小学校又は中学校が2校以上ある場合に、児童生徒がどの学校に就学するかを指定することとしている。その際、どの学校に就学するか、あらかじめ保護者等がわかるように、いわゆる「通学区域」を設定している。この「通学区域」については、法令上の定めはなく、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて必要に応じて設定されている。また、地理的理由、身体的理由、いじめの対応等の理由によって、通学区域内の学校とは別の学校へ通いたいという場合には、保護者の申立により、市町村教育委員会が指定を変更できる。このように、公立小・中学校の通学区域は、各市町村教育委員会の権限と責任において定められることとなっている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画の3(3)ア a】 いじめの問題による就学校の指定変更等の対応を促したり、通学区域の運用に関する全国の事例集を新たに作成するなど公立小・中学校の通学区域の弾力化を促進するための実効ある方策を講ずるとともに、その趣旨を関係者に一層徹底する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明)				
<p>これまで、平成9年に通知を発出するなどして、市町村教育委員会において、地域の実情や保護者の意向に即して、通学区域制度の運用に関する創意工夫がより積極的におこなわれるよう指導を行ってきた。また、平成12年7月に「通学区域制度の運用に関する事例集」(第2集)を刊行し、加えて平成14年3月に、新たな事例集を作成し関係者に配布している。</p> <p>通学区域については、自治体の判断で地域の実情に即して設定するものであり、国として一律に条例により定めるべきとすることは不適當である。</p> <p>なお、小学校設置基準及び中学校設置基準に、学校は、保護者等に対して積極的に情報提供を行うことを規定した。(平成14年3月29日公布、同年4月1日施行)</p>				
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室			

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	個人
項目	障害児の普通学級での就学を実現するための国の支援による介助員制の確立		
意見・要望等の内容	障害のある子どもでも普通の学校と一緒に勉強させ、介助の必要のある子どもについては介助員制を国で確立する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	介助を必要とする障害の重い児童生徒については、基本的には盲・聾・養護学校において、教育を行うことが適切であり、これらの学校には介助員を配置するための経費を地方交付税により措置をしている。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 障害のある児童生徒に対する教育については、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、障害の種類と程度に応じ、盲・聾・養護学校や特殊学級等において、より手厚く、きめ細かな教育を行うことが必要である。 介助を必要とする障害の重い児童生徒については、盲・聾・養護学校において、特別な配慮の下に教育を行うことが適切であり、これらの学校には介助員を配置するための経費を地方交付税により措置をしている。したがって、国としては、小・中学校に介助員を配置するための財政措置を講じることは考えていない。			
担当局課室等名	初等中等教育局特別支援教育課		

分野	医療関係	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	治験を実施しうる医師等の職員数の充実及び施設整備			
意見・要望等の内容	<p>臨床治験について、国際レベルの質が求められているにもかかわらず、その主たる担い手である、国立大学附属病院等の職員数は一般診療業務を実施するために必要な人数しか定員上確保されていない。</p> <p>治験を円滑に実施するため職員数の確保及び治験管理室等の施設整備が必要である。</p>			
関係法令	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	共管	厚生労働省	
制度の概要	治験の実施医療機関は、十分な臨床観察及び臨床検査を行う設備及び人員を有しており、かつ治験責任医師等、薬剤師、看護婦その他治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分確保されていること等とされている。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：順次実施)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 文部科学省としては、治験を実施するにあたって、被験者に対する同意文書の説明などの患者ケア及び被験者のデータ収集・管理等の実施など、医療機関と被験者間の調整を行うCRC(治験コーディネーター)の存在が重要であると考え、平成11年度から各国立大学附属病院に順次措置しているところである。(各病院看護婦1名、薬剤師1名) また、治験を推進するための治験管理センター等についても平成13年度から順次措置しているところであり、今後とも国立大学附属病院における治験の実施体制の充実を進めることとしている。				
担当局課室等名	高等教育局医学教育課			

分野	医療関係	意見・要望提出者	個人
項目	公立病院の民営化		
意見・要望等の内容	公立病院（国立大学附属病院を含む。）の民営化		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	なし		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 国立大学附属病院の設置形態については、文部科学省の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」が平成14年3月26日にとりまとめた「新しい「国立大学法人」像について」において、「附属病院・・・等の教育研究施設については、従来、大学の教育研究活動と不可分な関係にあるものとして位置付けられてきたことを踏まえ、大学に包括されるものとして位置付ける」とされている。			
担当局課室等名	高等教育局 医学教育課		

分野	福祉等関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会
項目	幼稚園と保育所の連携		
意見・要望等の内容	幼稚園と保育所が、施設の共用化、教員と保育士との連携・交流などで連携を進めていくべきである。また、幼稚園の預かり保育も拡充する必要がある。		
関係法令	学校教育法、児童福祉法	共管	関係省庁：厚生労働省
制度の概要	幼稚園は学校教育法による学校教育施設、保育所は児童福祉法による児童福祉施設であるが、両施設とも就学前の幼児を対象としていることから、それぞれの制度のなかで整備充実を進めつつ、両施設の連携を進めてきたところである。		
計画等における記載の状況	【改革工程表「社会保障」の（１）（Ａ）】 幼稚園における預かり保育の推進。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：順次実施)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>これまで、幼稚園と保育所との連携を進めていくため、施設の共用化の指針の策定、教育内容・保育内容の整合性の確保、幼稚園教諭と保育士の合同研修、幼稚園と保育所との連携事例集の作成などを進めてきた。今後とも、各地域における多様なニーズを踏まえながら、幼稚園と保育所との連携を進めていく予定である。</p> <p>なお、預かり保育については、平成14年度予算において、約6億円増の約19億円を計上するなど、拡充を進めているところである。</p>			
担当局課室等名	初等中等教育局幼児教育課		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会	
項目	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業の許可の適用除外			
意見・要望等の内容	賃貸業の許可について、ファイナンス・リースは適用除外などの措置を講じるべきである。			
関係法令	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	共管	なし	
制度の概要	放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた賃貸事業者は、放射性同位元素の貯蔵施設等の設置・維持、放射線取扱主任者の選任、放射線障害防止規定の作成、施設に立ち入る者に対する教育訓練の実施等の義務が課せられる。			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	ファイナンス・リースの場合、通常、ユーザーへの物件の搬入・設置等はメーカーが行い、リース物件の維持・管理はユーザーが行うこととなるものの、リースされる物件の所有権はリース事業者にあるため、不測の事態の発生等により、リース事業者自身が放射性同位元素を取扱わざるを得ない状況となる可能性がある。このため、適用除外によって安全確保上の問題が生じる可能性があり、措置は困難である。			
担当局課室等名	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本フィットネス産業協会	
項目	フィットネス産業における民間と競合する公的施設の改革			
意見・要望等の内容	国、地方公共団体及び関連団体は、民間スポーツクラブ、フィットネスクラブと競合する地域への同種の公共スポーツ施設の建設を控える。公共スポーツ施設は、公的サービスに特化し、民間事業者が開発、発展させた会員制フィットネスクラブ等の事業領域を侵さない分野に限る。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	なし			
計画等における記載の状況	なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>スポーツ施設は広く国民が生涯にわたって日常生活の中でスポーツに親しみ、豊かで活力ある人生を送るとともに、健康の保持増進と体力づくりを図るうえで基礎的条件となるものであり、その整備は民間・公共問わずスポーツ振興を図るうえで必要不可欠である。</p> <p>公共スポーツ施設は、体育館やグラウンド等地域住民の様々なスポーツニーズに応えられる様、地方公共団体において整備が進められている。一方、民間の商業スポーツクラブは、対価を得て営業として高質なスポーツサービスを提供する、営業として成立する必要があるため立地上の制約があるなどの特徴がある。このようにそれぞれのニーズに応じて公共スポーツ施設と民間の商業スポーツクラブとは役割分担がなされているところである。</p> <p>また、公共スポーツ施設の管理運営を民間の商業スポーツクラブに委託したり、商業スポーツクラブから総合型地域スポーツクラブへのスポーツ指導者の派遣、総合型地域スポーツクラブ入会者への民間の商業スポーツクラブの無料体験の提供などの取り組みなども行われており、それぞれの特色を発揮し、お互い連携・協力しながら地域における生涯スポーツの振興に寄与できるよう、国として努めてまいりたい。</p>				
担当局課室等名	スポーツ・青少年局生涯スポーツ課			